

第1章 定 款

沖縄県農業共済組合定款

（昭和47年7月21日認可）

改正	昭和48年5月21日	平成元年6月1日	平成24年1月26日
	昭和49年2月15日	平成元年10月13日	平成24年5月23日
	昭和50年4月28日	平成2年5月18日	平成25年5月30日
	昭和51年4月19日	平成3年5月21日	平成27年5月29日
	昭和52年4月19日	平成4年5月28日	平成28年2月29日
	昭和53年3月17日	平成6年1月28日	
	昭和54年5月16日	平成6年5月18日	
	昭和54年10月25日	平成8年6月25日	
	昭和55年9月25日	平成11年3月16日	
	昭和55年3月16日	平成11年8月30日	
	昭和56年5月19日	平成12年3月31日	
	昭和56年5月18日	平成 年 月 日	
	昭和57年10月14日	平成13年6月18日	
	昭和58年12月23日	平成14年6月20日	
	昭和58年5月18日	平成15年6月11日	
	昭和59年5月17日	平成16年3月29日	
	昭和60年1月24日	平成17年6月21日	
	昭和61年5月21日	平成18年4月18日	
	昭和62年4月1日	平成19年6月20日	
	昭和62年5月20日	平成20年4月9日	
	昭和63年5月19日	平成22年5月28日	

目次

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 組織

第1節 組合員（第8条－第16条）

第2節 総代会又は総会（第17条－第35条）

第3節 役員及び職員（第36条－第51条）

第3章 財務（第52条－第60条）

付録第1

付録第2

第1章 定款（沖縄県農業共済組合定款）

第1章 総則

（目的）

第1条 この組合は、組合員が不慮の事故によって受けることのある損失を補てんしてその農業経営の安定を図るため、農業災害補償法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）に基づき共済事業を行うことを目的とする。

（名称）

第2条 この組合は沖縄県農業共済組合という。

（区域）

第3条 この組合の区域は、沖縄県の区域とする。

（事務所の所在地）

第4条 この組合の本所の事務所は、沖縄県那覇市に置く。

- 2 北部支所の事務所は、名護市に置く。
- 3 中南部支所の事務所は、南城市に置く。
- 4 宮古支所の事務所は、宮古島市に置く。
- 5 八重山支所の事務所は、石垣市に置く。
- 6 中部出張所の事務所は、沖縄市に置く。
- 7 駐在所の事務所は、久米島町、与那国町に置く。

（事業）

第5条 この組合は次に掲げる種類の事業を行うものとする。

- (1) 農作物共済
- (2) 家畜共済
- (3) 果樹共済
- (4) 畑作物共済
- (5) 園芸施設共済
- (6) 任意共済（建物共済）

（事業年度）

第6条 この組合の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

（告示の方法）

第7条 この組合の公告は、この組合の事務所の掲示板に掲示してこれをする。

- 2 前項の公告の内容は、必要があるときは書面をもって組合員に通知し、又は沖縄タイムス、琉球新報、宮古毎日、宮古新報、八重山毎日新聞及び八重山日報に掲載するものとする。

第2章 組織

第1節 組合員

（組合員の資格）

第8条 この組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者で、この組合の区域内に住所を有するもの（農業共済資格団体（法第15条第1項第8号の農業共済資格団体をいう。以下同じ。）にあっては、その構成員のすべてがこの組合の区域内に住所を有するもの）とする。

- (1) 水稻、陸稻又は麦の耕作の業務を営む者（水稻、陸稻及び麦の耕作面積の合計が10アール以上であるものに限る。）
- (2) 牛、馬又は豚につき、養畜の業務を営む者。

第1章 定款（沖縄県農業共済組合定款）

(3) 果樹共済のうち収穫共済について共済規程に掲げる共済目的の果樹につき 栽培の業務を営む者（当該果樹の収穫共済の共済目的の種類等（法第120条の6第1項第1号の収穫共済の共済目的の種類等をいう。以下同じ。）ごとの栽培面積のいずれかが10アール以上である者）又は法第84条第1項第4号の特定収穫共済にあっては収穫共済の共済目的の種類ごとに当該収穫共済の共済目的の種類に係る果実の生産量のおおむね全量を過去5年間に於いて法第120条の10に規定する果実の数量及び価格に関する資料の提供につき協力が得られる農業協同組合等に出荷しており、かつ、今後も当該果実の生産量のおおむね全量を当該農業協同組合等に出荷することが確実であると見込まれる者であつて、当該収穫共済の共済目的の種類たる果樹の栽培面積が10アール以上である者に限る。）

(4) 削除

(5) 畑作物共済について共済規程に掲げる共済目的の農作物につき栽培の業務を営む者（当該農作物の畑作物共済の共済目的の種類等（法第120条の12第1項第1号の畑作物共済の共済目的の種類等をいう。以下同じ。）ごとの栽培面積が10アール以上である者に限る。）

(6) 園芸施設共済について共済規程に掲げる共済目的の特定園芸施設を所有し又は管理する者で農業を営むもの（当該特定園芸施設の設置面積（屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られている特定園芸施設の設置面積にあっては、その設置面積に2を乗じて得た面積。以下同じ。）の合計が2アール以上である者に限る。）

(7) 建物を所有するもので、農業を営む者。

（当然加入）

第9条 水稻の耕作の業務を営む者で前条の規定により組合員たる資格を有するものは、すべてこの組合の組合員となる。ただし、その営む規模が、次に掲げる基準に達していない者については、この限りでない。

水稻 20アール

（任意加入）

第10条 第8条の規定により組合員たる資格を有する者は、申込みにより、この組合に加入することができる。ただし、この組合が正当な理由によりその加入を拒んだときは、この限りでない。

2 前項の加入の申込みは、申込書を提出してしなければならない。

3 第1項の規定によりこの組合に加入の申込みをした者は、この組合がその者の申込みに対して承諾をした日の翌日から、この組合の組合員となる。

（新規開田地等についての特例）

第11条 昭和47年4月1日以後にその造成が完了した耕地又はその日において現に耕地である土地であつて、その日前3年間に於いて水稻の耕作が行なわれたことのないもの（以下「新規開田地等」という。）において行なう水稻の耕作は、第8条第1項第1号及び第9条ただし書の規定の適用については、その耕作を行なう者の水稻の耕作の業務に含まれないものとする。ただし、沖縄県知事が、その者が当該耕地を水稻の耕作の目的に供することにつき次に掲げる事由が存するものと認めて指定した新規開田地等において行なう水稻の耕作については、この限りでない。

(1) 水稻の耕作の目的に供するため国の助成を受けて造成された新規開田地等（昭和44年3月31日以前にその造成が完了したものを除く。）において水稻の耕作を行なうこととなったこと。

(2) 米穀の生産の転換又は休止を図るための国の施策が実施されたため水稻の耕作

第1章 定款（沖縄県農業共済組合定款）

を行なわなかったことにより法第 150 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる耕地に該当することとなった耕地において水稻の耕作を行なうこととなったこと。

(3) 水稻の耕作を行う耕地（新規開田地等を除く。次号において同じ。）が土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 3 条に規定する事業の用に供されることとなった場合において当該耕地に代えて新規開田地等において水稻の耕作を行うこととなったこと。

(4) 水稻の耕作を行う耕地が耕土の流出、土砂の流入、埋没等の災害により被害を受けたことその他やむをえない事由により耕地を水稻の耕作の目的に供さないこととなった場合において、当該耕地に代えて新規開田地等において水稻の耕作を行なうこととなったこと。

(5) その他前各号に掲げる事由に準ずると認められること。

（組合員の議決権及び選挙権）

第 1 2 条 組合員は、各 1 個の議決権及び総代の選挙権を有する。

（組合員名簿）

第 1 3 条 この組合に、次の各号に掲げる事項を記載した組合員名簿を備える。

(1) 組合員の氏名又は名称（組合員たる法人及び農業共済資格団体の代表権を有する者の氏名を含む。）及び住所（農業共済資格団体にあつては、その代表権を有する者の住所。以下同じ。）並びに次条第 1 項の通知があつたときはその場所

(2) 加入の年月日

(3) 共済目的の種類（家畜共済にあつては、法第 115 条第 1 項に規定する共済目的の種類を、園芸施設共済にあつては共済目的をいう。以下同じ。）

（組合員に対する通知又は催告）

第 1 4 条 この組合が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所を通知したときは、その場所にあててするものとする。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

（脱退）

第 1 5 条 組合員は、次の事由によって脱退する。

(1) 組合員たる資格の喪失

(2) 死亡又は解散

2 組合員は、前項の事由によるほか、共済関係の全部の消滅（この組合が解散した場合を除く。）によって脱退する。ただし、第 1 号に掲げる組合員にあつては法第 85 条の 4 第 5 項の規定による解散後の清算の結了まで、第 2 号に掲げる組合員にあつては当該果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済の共済関係の成立の日から起算して 1 年を経過する日までは、脱退をしないものとする。

(1) 法第 85 条の 4 第 2 項の規定による家畜共済、園芸施設共済又は任意共済の共済関係の消滅により共済関係の全部が消滅することとなる組合員

(2) 果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済の共済関係の消滅（法第 85 条の 4 第 2 項の規定による園芸施設共済の共済関係の消滅を除く。）により共済関係の全部が消滅することとなる組合員

3 組合員でこの組合との間に共済関係の存しないもの（前項ただし書の規定により脱退をしないものとされた組合員及びこの組合の解散後その清算の結了に至るまでの組合員を除く。）は、申出により脱退することができる。

（きょ出金の払い戻し）

第 1 6 条 この組合は、組合員が脱退したときは、当該事業年度末においてその組合員が納付したきょ出金に相当する金額を払いもどすものとする。

第1章 定款（沖縄県農業共済組合定款）

第2節 総代会又は総会 （総代会の設置）

第17条 この組合に、総代会を設ける。

2 総代会は、総会に代わるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 総代の選挙
- (2) 解散の議決
- (3) 総代会が役員を総会において選任する旨の議決を行った場合における当該選任
- (4) その他総代会が総会において議決することを適当と認めた場合

（総代の選挙）

第18条 総代の定数は 105 人とし、附属書総代選挙規程で定めるところにより、組合員が総会又は総会外において組合員のうちから選挙するものとする。

2 総代は、各 1 個の議決権を有する。

3 総代には、第 42 条から第 44 条までの規定を準用する。この場合において、第 43 条中「役員選任規程第 5 条」とあるのは、「総代選挙規程第 1 条」と読み替えるものとする。

（理事の総代会の召集）

第19条 理事は、毎事業年度 1 回 5 月又は 6 月に、通常総代会を召集する。

2 理事は、次の各号に掲げる場合には、総代会を召集する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 総代が、総代定数の 5 分の 1 以上の同意をもって、会議の目的たる事項及び召集の理由を記載した書面を理事に提出して総代会の召集を請求したとき。
 - (3) 組合員が第 44 条第 1 項の規定により役員の改選を請求したとき。
- 3 理事は前項第 2 号の請求があったときは、その請求のあった日から 20 日以内に総代会を召集しなければならない。

（監事の総代会の召集）

第20条 次の各号に掲げる場合には、監事が総代会を召集する。

- (1) 理事の職務を行う者がいないとき、又は前条第 2 項第 2 号若しくは第 3 号の請求があった場合において理事が正当な理由がないのに総代会召集の手続をしないとき。
- (2) 監事が、財産の状況又は業務の執行について不正の点があることを発見した場合において、これを総代会に報告するため必要と認めたとき。

（総代会の議決事項）

第21条 次に掲げる事項は、総代会の議決を経なければならない。ただし、これらの事項につき第 17 条第 2 項第 4 号の規定により総代会が総会において議決することを適当と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 定款の変更
- (2) 共済規程の変更
- (3) 毎事業年度の事業計画の設定及び変更
- (4) 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理案
- (5) 借入金（一時借入金を除く。）の方法、利率及び償還方法
- (6) 建物共済に係る共済事業によって負う共済責任の法第 145 条第 2 項において準用する。同条第 1 項の規定による全国共済農業協同組合連合会への付保の方法
- (6 の 2) 農林漁業保険審査会の審査の申立て又は訴えの提起
- (7) 役員の報酬

第1章 定款（沖縄県農業共済組合定款）

(8) 清算人の選任

(9) 解散による財産処分の方法又は決算報告書の承認

(総代会召集の通知)

第22条 総代会の召集は、その会日から10日前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を総代に通知して行うものとする。

(議決事項の制限)

第23条 総代会では、前条の規定によりあらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただし、法令又はこの定款の規定により特別議決を要すること事項を除き、緊急を要する事項及び軽微な事項については、この限りでない。

(定足数)

第24条 総代会は、総代の半数以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。

2 前項に規定する総代の出席がないときは、理事又は監事は、20日以内に更に総代会を召集しなければならない。この場合には、前項の規定にかかわらず、議事を開き議決することができる。ただし、第27条に規定する議決については、この限りでない。

(議長)

第25条 議長は、総代会において総代会に出席した総代の中から総代がこれを選任する。

2 議長は、総代として総代会の議決に加わる権利を有しない。

(普通議決)

第26条 総代会の議事は、出席した総代の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別議決)

第27条 第21条第1号に掲げる事項に係る議決は、前条の規定にかかわらず、その議決権の3分の2以上の多数によるものとする。

(続行又は延期)

第28条 総代会の会日は、総代会の議決によりこれを続行し、又は延期することができる。

2 前項の規定により続行され、又は延期された総代会には第22条の規定を適用しない。

(総代会における書面又は代理人による議決権の行使)

第29条 総代は、総代会において第22条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。

2 前項の規定により議決権を行う者は、これを出席者とみなす。

3 第1項の規定により書面をもって議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面にそれぞれ賛否を記入してこれに署名または記名押印のうえ、総代会の会日の前日までにこの組合に提出しなければならない。

4 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

(議決権を行使できない場合)

第30条 総代は、総代会においてこの組合と当該総代との関係について議決を行なう場合においては、当該議決については議決権を有しない。

(議事録の作成)

第31条 総代は総代会においては、会議の議事録を作り、これに議長及び議長の指名した出席者2名以上がこれに署名又は記名押印するものとする。

第1章 定款（沖縄県農業共済組合定款）

（総会の招集）

第32条 理事は、第17条第2項各号に掲げる場合には、総会を招集する。

- 2 総会には、第19条第2項及び第3項、第20条並びに第22条から前条までの規定を準用する。この場合において、第27条中「第21条第1号」とあるのは「第17条第2項第2号並びに同項第4号の規定により総会に付議されることとなった場合における第21条第1号及び第6号」と読み替えるものとする。

（書類の備置き及び閲覧）

第33条 理事は、定款、共済規程、総代会及び総会の議事録、組合員名簿並びに総代名簿を事務所に備えて置かなければならない。

- 2 組合員及び債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

第34条 理事は、通常総代会の会日から1週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理案を監事に提出し、かつ、これらを事務所に備えて置かなければならない。

- 2 組合員及び債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

- 3 第1項に掲げる書類を通常総代会に提出するときは、監事の意見書を添付しなければならない。

（総代会・総会議事運営規則）

第35条 法令又はこの定款に定めるもののほか、総代会又は総会の議事の運営に関し必要な事項は、総代会・総会議事運営規則で定める。

- 2 前項の総代会・総会議事運営規則は、総代会又は総会において定める。

第3節 役員及び職員

（役員の定数）

第36条 この組合に、次の役員を置く。

- (1) 理事 13人
(2) 監事 3人

- 2 前項第1号の理事の定数の少なくとも10人は、組合員（法人及び農業共済資格団体たる組合員を除き、組合員たる法人の業務を執行する役員及び組合員たる農業共済資格団体の代表者を含む。）でなければならない。

（役員の選任）

第37条 役員は、総代が総代会において選任する。

- 2 総代会が役員を総会において選任する旨の議決を行ったときは、前項の規定にかかわらず、総会において役員の選任を行うものとする。
3 この定款に定めるもののほか、役員の選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

（組合長及び副組合長及び常務理事）

第38条 理事は、組合長、副組合長及び常務理事、職務代理理事各1人を互選するものとする。

- 2 組合長は、この組合を代表し、その業務を総理する。
3 副組合長は、組合長を補佐してこの組合の業務を掌理する。
4 常務理事は、組合長及び副組合長を補佐してこの組合の業務を掌理する。
5 組合長に事故があるとき又は欠けたときは、副組合長がその職務を代理し、又はその職務を行い、組合長及び副組合長に事故があるとき又は欠けたときは、常務理事がその職務を代理し、常務理事にも事故があるとき又は欠けたときは、職務代理理事がその職務を行う。

第1章 定款（沖縄県農業共済組合定款）

（理事会）

第39条 この組合の事業の運営について、次に掲げる事項は、理事会においてこれを決定する。

- (1) 業務を執行するための方針に関する事項
- (2) 総代会又は総会の招集及びこれに付議すべき事項の決定
- (3) 役員の選任に関する事項
- (4) 固定資産の取得又は処分に関する事項
- (5) 参事その他の職員の任免に関する基本的事項
- (6) 余裕金の運用に関する事項
- (7) 前各号に掲げる事項のほか、理事会において必要と認めた事項（第17条第2項又は第21条の規定により総会又は総代会に付議すべき事項を除く。）

第40条 理事会は、組合長が招集する。

- 2 理事会の議事は、理事の定数の過半数でこれを決する。
- 3 理事会の議長は、組合長とする。
- 4 前各号に規定するもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事会運営規則で定める。
- 5 前項の理事会運営規則は、理事会において定める。

（監事の職務）

第41条 監事は次の職務を行なう。

- (1) この組合の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行につき不正の点があることを発見したときは、総代会及び沖縄県知事に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総代会を招集すること。
- 2 監事は、少なくとも毎事業年度2回前項第1号及び第2号の監査を行ない、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。
- 3 前2項に規定するもののほか、監査について必要な事項は、監事監査規則で定める。
- 4 前項の監事監査規則は、監事が定め、総代会の承認を受けるものとする。

（役員の任期）

第42条 役員の任期は、3年とし、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

- 2 定数の補充又は第44条第1項の規定による改選により就任した役員の任期は、前項の規定にかかわらず、退任した役員の残任期間とする。ただし、全員の改選により就任した役員の任期については、3年とし、就任の日から起算する。
- 3 役員の数が、その定数を欠くに至った場合においては、任期の満了又は辞任によって退任した役員は、後任の役員が就任するまで、なおその職務を行う。

第43条 役員は、その任期満了前に、附属書役員選任規程第5条第2号から第4号までに掲げるものとなったときは、退任する。

（役員の改選）

第44条 役員は、総組合員の5分の1以上の請求により、任期中でも総代会においてこれを改選することができる。

- 2 前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にこれを行ななければならない。ただし、法令・法令に基づいてする行政庁の処分。又は定款・共済規程の違反を理由とする改選の請求は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面をこの組合に提出してしなければならない。

第1章 定款（沖縄県農業共済組合定款）

- 4 前項の規定による書面の提出があったときは、この組合は、総代会の会日から7日前までに、役員に対し、その書面を送付し、かつ、総代会において弁明する機会を与えるものとする。

（役員の義務及び責任）

第45条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款・共済規程及び総代会又は総会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

- 2 役員がその任務を怠ったときは、その役員は、この組合に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

- 3 役員がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があったときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。重要な事項につき、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案若しくは不足金処理案に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、また同様とする。

（役員の兼職禁止）

第46条 理事は、監事又は職員と、監事は、理事又は職員と相兼ねてはならない。

（監事の代表権）

第47条 この組合が理事と契約をするときは、監事がこの組合を代表する。この組合と理事との訴訟についても、また同様とする。

（役員の報酬）

第48条 役員には報酬を支給する。

（参与）

第48条の2 この組合に、参与を置くことができる。

- 2 参与は、理事会の承認を得て、組合長が委嘱する。
3 参与は、この組合の運営に関する重要事項について、組合長の諮問に応じる。

（参事その他の職員）

第49条 この組合に参事その他の職員を置く。

- 2 参事の選任及び解任は、理事の過半数によって決する。
3 職員（参事を除く。）の任免は、組合長が理事会の承認を得て行なう。
4 参事は、理事会の決定により、事務所において、この組合の事業に関する一切の業務を理事に代わって行なう権限を有する。
5 職員は、参事の指揮を受けて、この組合の事務に従事する。

（参事の解任請求）

第50条 組合員は、総組合員の10分の1以上の同意を得て、理事に対し、参事の解任を請求することができる。

- 2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。
3 前項の規定による書面の提出があったときは、理事は、当該参事の解任の可否を決するものとする。
4 理事は、前項の可否を決する日の7日前までに当該参事に対して第2項の書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えるものとする。

（職員の給与及び退職給与金）

第51条 職員に対する給与は、職員給与規則の定めるところによる。

- 2 職員が退職するときは、この組合は、職員退職給与規則の定めるところにより、これらの者に対し、退職給与金を支給する。
3 この組合は、前項の退職給与金に充てるため、前項の職員退職給与規則の定めるところにより、毎事業年度退職給与引当金を積み立てるものとする。

第1章 定款（沖縄県農業共済組合定款）

- 4 第1項の職員給与規則及び第2項の職員退職給与規則は、組合長が理事会の承認を得て定め、更に総代会の承認の受けるものとする。ただし、公務員の給与改訂に伴い、これに準じて行う職員給与規則の改正については、総代会の承認を受けることを要しない。

第3章 財務

（勘定区分）

第52条 この組合の会計は、次の勘定に区分して経理する。

- (1) 農作物共済に関する勘定
- (2) 家畜共済に関する勘定
- (3) 果樹共済に関する勘定
- (4) 畑作物共済に関する勘定
- (5) 園芸施設共済に関する勘定
- (6) 任意共済（農機具更新共済を除く。以下、この章において同じ。）に関する勘定
- (7) 業務の執行に要する経費に関する勘定

（支払準備金の積立て）

第53条 この組合は、毎事業年度の終りにおいて、支払準備金として、次の金額から政府から受けるべき保険金及び保険料の返還金に相当する金額を差し引いて得た金額を積み立てるものとする。

- (1) 共済金の支払又は共済掛金の返還をすべき場合において、まだその金額が確定していないものがあるときは、その金額の見込額
- (2) 共済金の支払又は共済掛金の返還に関して訴訟係属中のものがあるときは、その金額

（責任準備金の積立）

第54条 この組合は、毎事業年度の終わりにおいて、共済責任期間が翌事業年度又は翌々事業年度にわたる共済について、それぞれ次の金額を責任準備金として積み立てるものとする。

- (1) 農作物共済、果樹共済又は畑作物共済に係るものについては、当該事業年度の共済掛金の合計金額から政府への支払保険料の額及び共済金の仮渡額（政府から受けた保険金の仮渡額を差し引く。）を差し引いて得た金額
 - (2) 家畜共済又は園芸施設共済又は任意共済に係るものについては、当該事業年度の共済掛金の合計金額から、家畜共済又は園芸施設共済にあつては政府への支払保険料の額を差し引いて得た金額中、まだ経過しない共済責任期間に対する金額、任意共済にあつては共済掛金の額（建物共済にあつては法第145条第2項の規定により付された全国農業協同組合連合の共済に係る支払共済掛金に充てられた額を差し引いて得た金額）中まだ経過しない共済責任期間に対する金額
- 2 前項第2号のまだ経過しない責任期間に対する金額は、当該責任期間がその始期の属する月の翌月の初日から始まったものとみなして月割によって計算する。

（きょ出金払いもどし準備金）

第54条の2 この組合は、農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律（平成11年法律第69号）による廃止前の農業共済基金法（昭和27年法律第202号。以下「廃止前基金法」という。）第46条第1項の規定により徴収したきょ出金の額と会員が農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律（昭和46年法律79号）による改正前の基金法（以下「旧基金法」という。）第47条第1項及び第2項の規定により徴収した特別きょ出金の額とを合計して得

第1章 定款（沖縄県農業共済組合定款）

た額から会員が廃止前基金法第49条第1項から第3項までの規定により払いもどした特別きょ出金に相当する金額と会員が旧基金法第49条第1項から第3項までの規定により払いもどした特別きょ出金に相当する金額とを合計して得た額を差し引いて得た額（以下「きょ出金払いもどし対象額」という。）の100分の10に相当する金額に達するまで、毎事業年度、きょ出金払いもどし対象額の100分の1に相当する金額以上の金額をきょ出金払いもどし準備金として積み立てるものとする。

（不足金てん補準備金の積立て）

第55条 この組合は、第52条第1号の勘定にあつては、共済目的の種類ごとに、次の各号に掲げる場合に該当するときは、毎事業年度の剰余金中当該各号に掲げる金額を当該勘定に係る法第101条の準備金（以下「不足金てん補準備金」という。）として積み立てるものとする。

- (1) 当該事業年度末における当該共済目的の種類に係る不足金てん補準備金の金額が附録第1の算式により算出される金額（その算出される金額が農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号）（以下「規則」という。）第22条第1項第1号の農林水産大臣の定める金額を超える場合には、その農林水産大臣の定める金額。以下「第1次限度額」という。）未満の金額である場合農作物剰余金配分額（第52条第1号の勘定に係る当該事業年度の剰余金の金額を、過去の収支の差額を基準として総代会の議決を経て配分して得た金額をいう。以下同じ。）の3分の2に相当する金額（その金額が第1次限度額から当該不足金てん補準備金の金額を差し引いて得た金額を超える場合には、附録第2の算式により算出される金額と第1次限度額の2倍に相当する金額から当該不足金てん補準備金の金額を差し引いて得た金額とのいずれか少ない金額）
- (2) 当該事業年度末における当該共済目的の種類に係る不足金てん補準備金の金額が第1次限度額以上第1次限度額の2倍に相当する金額未満の金額である場合
当該共済目的の種類に係る農作物剰余金額の3分の1に相当する金額と第1次限度額の2倍に相当する金額から当該不足金てん補準備金の金額を差し引いて得た金額とのいずれか少ない金額
- 2 この組合は、第52条第2号、第5号又は第6号の勘定にあつては、当該勘定に係る毎事業年度の剰余金中その金額の2分の1に相当する金額を当該勘定に係る不足金てん補準備金として積み立てるものとする。
- 3 この組合は、第52条第3号の勘定にあつては、果樹共済保険区分ごとに、毎事業年度の剰余金中当該果樹共済保険区分に係る果樹剰余金配分額（当該勘定に係る当該事業年度の剰余金の金額を、果樹共済保険区分ごとに、過去の収支の差額を基準として総代会の議決を経て配分して得た金額をいう。以下同じ。）の2分の1に相当する金額を当該勘定に係る不足金てん補準備金として積み立てるものとする。
- 4 この組合は、第52条第4号の勘定にあつては、畑作物共済保険区分ごとに、毎事業年度の剰余金中当該畑作物共済保険区分に係る畑作物剰余金配分額（当該勘定に係る当該事業年度の剰余金の金額を、畑作物共済保険区分ごとに、過去の収支の差額を基準として総代会の議決を経て配分して得た金額をいう。以下同じ。）の2分の1に相当する金額を当該勘定に係る不足金てん補準備金として積み立てるものとする。

（不足金てん補準備金の共済金支払への充当）

第56条 この組合は、農作物共済について、共済目的の種類ごとに、共済金の支払に不足を生ずる場合には、不足金てん補準備金の金額をその支払に充てるものとする。

第1章 定款（沖縄県農業共済組合定款）

- 2 この組合は、園芸施設共済について、共済金の支払に不足を生ずる場合には、不足金てん補準備金の金額をその支払に充てるものとする。
- 3 この組合は、果樹共済について、果樹共済保険区分ごとに、共済金の支払に不足を生ずる場合には、当該果樹共済保険区分に係る不足金てん補準備金をその支払に充てるものとする。
- 4 この組合は、畑作物共済について、畑作物共済保険区分ごとに、共済金の支払に不足を生ずる場合には、畑作物共済保険区分に係る不足金てん補準備金をその支払に充てるものとする。

（特別積立金の積立て）

- 第57条** この組合は、第52条第1号の勘定について、共済目的の種類ごとに、毎事業年度の剰余金中当該共済目的の種類に係る農作物剰余金配分額から不足金てん補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を当該勘定に係る特別積立金として積み立てるものとする。
- 2 この組合は、第52条第2号、第5号又は第6号の勘定について、毎事業年度の剰余金から不足金てん補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を当該勘定に係る特別積立金として積み立てるものとする。
 - 3 この組合は、第52条第3号の勘定について、果樹共済保険区分ごとに、毎事業年度の剰余金中当該果樹共済保険区分に係る果樹剰余金配分額から不足金てん補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を当該勘定に係る特別積立金として積み立てるものとする。
 - 4 この組合は、第52条第4号の勘定について、畑作物共済保険区分ごとに、毎事業年度の剰余金中当該畑作物共済保険区分に係る畑作物剰余金配分額から不足金てん補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を当該勘定に係る特別積立金として積み立てるものとする。

（特別積立金の取崩し）

- 第58条** この組合は、農作物共済について、共済目的の種類ごとに、共済金の支払に不足を生ずる場合であって、当該共済目的の種類に係る不足金てん補準備金の金額をその支払に充てなお不足を生ずるときは、当該共済目的の種類に係る特別積立金を共済金の支払に充てるものとする。
- 2 この組合は、園芸施設共済について、共済金の支払に不足を生ずる場合であって、不足金てん補準備金の金額をその支払に充てなお不足を生ずるときは、特別積立金を共済金の支払に充てるものとする。
 - 3 この組合は、果樹共済について、果樹共済保険区分ごとに、共済金の支払に不足を生ずる場合であって、当該果樹共済保険区分に係る不足金てん補準備金の金額をその支払に充てなお不足を生ずるときは、当該果樹共済保険区分に係る特別積立金を共済金の支払に充てるものとする。
 - 4 この組合は、畑作物共済について、畑作物共済保険区分ごとに共済金の支払に不足を生ずる場合であって、当該畑作物共済保険区分に係る不足金てん補準備金の金額をその支払に充てなお不足を生ずるときは、当該畑作物共済保険区分に係る特別積立金を共済金の支払に充てるものとする。
 - 5 この組合は、第52条第1号から第6号までの勘定ごとに、毎事業年度、不足金てん補準備金の金額を不足金てん補に充て、なお不足を生ずる場合には、特別積立金を不足金てん補に充てることができるものとする。
 - 6 この組合は、総代会の議決を経て、特別積立金を法第95条後段に規定する費用並びに法第96条及び法第96条の2第1項に規定する施設をするのに必要な費用の支払に充てることができるものとする。

第1章 定款（沖縄県農業共済組合定款）

7 この組合は、共済目的の種類別の農作物共済、畑作物無事戻区分（規則 23 条の 2 第 5 項に規定する畑作物無事戻区分をいう。）別の畑作物共済、園芸施設共済及び任意共済の区分ごとに、特別積立金を無事戻金の支払に充てるものとする。

8 この組合は、前各項に規定する場合のほか、総代会の議決を経て、特別積立金をこの組合の行う共済事業に関し必要な費用として農林水産大臣の定める費用の支払に充てることができるものとする。

（業務勘定の残金の繰延べ）

第 59 条 この組合は、第 52 条第 7 号の勘定について残金が生じたときは、翌事業年度の業務の執行に要する経費に充てるため繰り延べるものとする。

（余裕金の運用）

第 60 条 この組合の余裕金の運用は、次の方法によるものとする。

- (1) 総代会において定めた金融機関への預貯金
 - (2) 総代会において定めた信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託
 - (3) 国債証券、地方債証券その他農林水産大臣の指定する有価証券の保有
 - (4) 独立行政法人農林漁業信用基金への金銭の寄託
- 2 前項の規定による余裕金の運用は、同項各号の運用方法につき、それぞれ理事会において決定した額を限度として行うものとする。

附 則

- 1 この定款は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。
- 2 第 76 条から第 93 条までの規定は、昭和 47 年産 2 回作水稻から適用する。
- 3 第 94 条から第 126 条までの規定は、昭和 47 年 9 月 30 日から適用する。（認可、昭和 47 年 7 月 21 日）

附 則（昭和 48 年 5 月 21 日改正）

- 1 第 15 条の規定は、昭和 48 年 5 月 21 日から適用する。
- 2 第 83 条及び第 85 条の規定は、昭和 48 年産 1 回作から適用する。
- 3 第 132 条第 1 項、第 139 条及び第 159 条は、昭和 48 年 10 月 1 日から適用する。
- 4 この定款の施行の際、現に存する建物共済の共済関係については、定款第 132 条第 1 項、第 139 条及び第 159 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。（認可、昭和 48 年 7 月 10 日）

附 則（昭和 49 年 2 月 15 日改正）

- 1 第 3 条、第 33 条第 1 項、第 64 条第 8 項、第 9 項、第 100 条第 2 項、第 108 条第 5 項、第 111 条の変更は、沖縄県知事の認可のあった日から実施する。
- 2 第 111 条中「別表第 1」の共済掛金率については、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。（認可、昭和 50 年 5 月 17 日）

附 則（昭和 51 年 4 月 28 日改正）

- 1 第 3 条及び第 33 条は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。（認可、昭和 51 年 5 月 31 日）

附 則（昭和 52 年 4 月 19 日改正）

- 1 この定款の変更は、沖縄県知事の認可のあった日から施行し、昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。（認可、昭和 52 年 4 月 28 日）

附 則（昭和 53 年 4 月 19 日改正）

- 1 この定款の変更は、沖縄県知事の認可のあった日から施行し、昭和 53 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この定款の変更の施行前に開始し、この定款の変更の施行後になおその期間が残存している共済掛金期間に係る家畜共済に関する組合員負担共済掛金については、なお従前の例による。（認可、昭和 53 年 5 月 15 日）

第1章 定款（沖縄県農業共済組合定款）

附 則（昭和54年3月17日改正）

- 1 この定款の変更は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法（昭和48年法律第79号。以下「臨時措置法」という。）の廃止の際限に存する変更前の定款（以下「旧定款」という。）第6章の規定に基づく畑作物共済の共済契約に係る事業は、なお従前の例による。
- 3 臨時措置法の廃止の際限に存する昭和54年産の農作物に係る変更前の定款第6章の規定による畑作物共済の共済契約については、前項の規定にかかわらず、当該畑作物共済の共済契約の成立の時に変更後の定款の規定による畑作物共済の共済関係が成立したものとみなして、新定款の規定を適用する。この場合において、当該畑作物共済の共済契約は、その成立の時にさかのぼって消滅するものとする。
- 4 前項の規定により成立したものとみなされる畑作物共済の共済関係に係る単位当たり共済金額は、新定款第126条の13第2項の規定にかかわらず、当該畑作物共済の共済目的の種類等（改正後の農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第120条の14第1項の畑作物共済の共済目的の種類等という。）に係る収穫物の単位当たり価額に相当する額として農林水産大臣が定める金額を限度とし、かつ、前項に規定する畑作物共済の共済契約により共済契約者が支払うべき純共済掛金の10分の7に相当する金額をその者が支払うべき当該共済関係に係る組合員負担共済掛金に相当する金額が越えないようにこの組合が定める金額とする。ただし、共済契約者が変更後の定款第126条の13第2項で定める金額を単位当たり共済金額とする旨の申出をしたときは、この限りでない。（認可、昭和54年3月31日）

附 則（昭和54年5月16日改正）

- 1 この定款の変更は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。（認可、昭和54年6月29日）

附 則（昭和54年10月25日改正）

- 1 この定款の変更は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。（認可、昭和54年12月14日）

附 則（昭和55年9月25日改正）

- 1 この定款の変更は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。（認可、昭和55年10月31日）

附 則（昭和56年3月16日改正）

- 1 この定款の変更は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。
- 2 改正後の定款第56条、第93条の4、第93条の9、第93条の12、第93条の1及び第93条の18の規定は、昭和56年産の蚕繭から適用するものとし、昭和55年以前の年産の蚕繭については、なお改正前の定款第56条、第93条の4、第93条の9、第93条の12、第93条の15及び第93条の18の規定の例による。
- 3 第107条の規定は、昭和56年4月1日から施行する。但し、その定款の施行前に開始し、この定款の変更の施行後になおその期間が残存している共済掛金期間に係る家畜共済に関する加入者負担共済掛金の規定については、な従前の例による。
- 4 定款第93条の12第2項に基づく単位当たり共済金額は、昭和55年12月1日から昭和58年11月30日までの3年間にわたり、法第106条第7項の規定により主務大臣が定めた2以上の金額のうち2番目に高額のものを読みかえるものとする。（認可、昭和56年3月25日）

附 則（昭和56年5月19日改正）

- 1 この定款の変更は、沖縄県知事の認可のあった日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

第1章 定款（沖縄県農業共済組合定款）

2 この定款の変更の適用前に開始し、この定款の変更の適用後になおその期間が残存している共済掛金期間に係る家畜共済に関する組合員負担共済掛金の規定について、なお、従前の例による。

3 変更後の定款第7条、第56条、第126条の2、第126条の4、第126条の9から第126条の12まで、第126条の15及び第126条の17から第126条の19までの規定は、この定款の変更の適用の日以後に共済責任期間の開始する果樹共済に係る果樹から適用するものとし、同日前に共済責任期間の開始する果樹共済に係る果樹については、なお、変更前の定款第7条、第56条、第126条の2、第126条の4、第126条の9から第126条の12まで、第126条の15及び第126条の17から第126条の19までの規定の例による。（認可、昭和56年8月20日）

附 則（昭和57年5月18日改正）

- 1 この定款の変更は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。
- 2 変更の定款第86条第2項の規定は、昭和57年産水稻から適用するものとし、昭和56年以前の年産の水稻については、なお、変更前の定款第86条第2項の規定の例による。
- 3 変更後の定款第15条第1項、第33条各項、第126条の20、第126条の38及び第175条は、昭和57年4月1日適用する。（認可、昭和57年6月8日）

附 則（昭和58年10月14日改正）

- 1 この定款の変更は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。ただし、変更後の建物共済に係る規定は、昭和58年11月1日から適用する。
- 2 この定款の変更の施行の際、現に存する建物共済の共済関係については、この定款の変更の施行の日に属する当該共済関係の共済責任期間の満了の日までは、なお従前の例による。

附 則（昭和58年12月23日改正）

- 1 定款第93条の12項に基づく単位当たり共済金額は、当分の間法第106条第7項の規定により主務大臣が定めた2以上の金額のうち、2番目に高額なものとよみかえるものとする。

附 則（昭和59年5月18日改正）

- 1 この定款の変更は、沖縄県知事の認可のあった日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。ただし、変更後の農作物共済に係る規定は、昭和59年産1回作水稻から適用する。
- 2 この定款の変更の適用前に開始し、この定款の変更の適用後になおその期間が残存している共済掛金期間に係る家畜共済に関する組合員負担共済掛金の規定については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年5月17日改正）

- 1 この定款の変更は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。
- 2 変更後の定款第33条第1項の規定は、昭和60年6月1日から適用する。
- 3 変更後の定款第93条の9第1項の規定は、昭和60年産春蚕繭から適用する。

附 則（昭和60年5月17日改正）

- 1 この定款の変更は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第7条第1項第1号、第8条第1項第1号、第76条、第79条第2項、第80条第1項、第84条第1項、第86条第2項、第87条の改正規定は、昭和61年2月1日から施行する。
 - (2) 第93条の10第1項及び第93条の12第2項の改正規定については、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。

第1章 定款（沖縄県農業共済組合定款）

- 2 変更後の第56条第1項第3号、第2項第7号、第94条、第95条、第96条第1項第2号、第97条、第100条、第106条第1項、第107条各項、第110条、第111条、第116条第1項第4号並びに第126条の規定は、この定款の変更の施行の日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済について適用し、同日前に共済掛金期間の開始する家畜共済については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年5月21日改正）

- 1 この定款の変更は、沖縄県知事の認可のあった日（昭和61年5月21日）から施行する。
- 2 変更後の定款第126条の28第1項及び第126条の31第1項の規定は、昭和61年産さとうきびから適用する。

附 則（昭和62年4月1日改正）

この定款の変更は、沖縄県知事の認可のあった日（昭和62年4月1日）から施行する。

附 則（昭和62年5月20日改正）

- 1 この定款の変更は、沖縄県知事の認可のあった日（昭和62年5月20日）から施行する。
- 2 変更後の定款第114条第1項第1号、第2項第1号の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年5月19日改正）

- 1 この定款の変更は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。
- 2 変更の定款第7条第1項の規定は、昭和63年産水稻から適用するものとし、昭和62年以前的水稻については、なお、変更前の定款第7条第1項の規定の例による。

附 則（平成元年6月1日改正）

- 1 この定款の変更は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。
- 2 変更後の定款第86条第2項の規定は、平成2年産水稻から適用する。

附 則（平成元年10月13日改正）

- 1 この定款の変更は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。
- 2 この定款の変更の施行の際現に存する建物共済の共済関係については、この定款の変更の施行の日の属する当該共済関係の共済責任期間の満了の日までは、なお従前の例による。

附 則（平成2年5月18日改正）

この定款変更は、沖縄県知事の認可のあった日から施行し、平成2年産春蚕繭から適用する。

附 則（平成3年5月21日改正）

この定款変更は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成4年5月28日改正）

この定款変更は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。ただし、変更後の蚕繭共済に係る規定は、平成5年産春蚕繭から適用する。

附 則（平成6年1月28日改正）

- 1 この定款の変更は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。
- 2 農作物共済に係る変更後の定款の規定は、平成6年産的水稻から適用するものとし、平成5年以前の年産の当該農作物については、なお従前の例による。
- 3 畑作物共済に係る変更後の定款の規定は、さとうきびについては平成7年産のものから適用するものとし、平成6年以前の年産のものについては、なお従前の例による。
- 4 園芸施設共済に係る変更後の定款の規定は、平成6年4月1日以後に共済責任期

第1章 定款（沖縄県農業共済組合定款）

間の開始する園芸施設共済に適用し、同日前に共済責任期間の開始する園芸施設共済については、なお従前の例による。

- 5 任意共済に係る変更後の定款の規定は、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成6年5月18日改正）

変更後の定款第126条の29の規定は、平成7年産から適用する。

附 則（平成8年5月22日改正）

- 1 この定款の変更は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。
2 変更後の定款の規定は、平成8年9月1日から適用する。ただし、平成8年9月1日前に共済責任期間が開始している建物共済については、なお、従前の例による。

附 則（平成11年3月1日改正）

- 1 この定款の変更は、平成11年4月1日から施行する。
2 この定款の変更の施行の際、現に存する建物火災については、変更後の規定によるものとする。ただし、この定款の変更の際、現に存する建物火災共済に付されている臨時費用担保特約に係る共済関係については、この定款の変更の施行の日の属する当該共済関係の共済責任期間の満了の日までは、なお従前の例による。

附 則（平成11年8月13日改正）

- 1 この定款の変更は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。
2 変更後の定款第56条第3号、第126条の33の規定は、平成12年産のさとうきびから適用するものとし、平成11年以前の年産のさとうきびについては、なお、従前の例による。

附 則（平成12年3月22日改正）

- 1 この定款の変更は、平成12年4月1日から施行する。
2 変更後の第86条の規定は、水稻については、平成13年産のものから適用するものとし、平成12年以前の年産の水稻については、なお、従前の例による。
3 変更後の第102条の規定は、平成12年4月1日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済について適用し、同日前に共済掛金期間の開始する家畜共済については、なお従前の例による。
4 変更後の第126条の47の規定は、平成12年4月1日以後に共済責任期間の開始する園芸施設共済について適用し、同日前に共済責任期間の開始する園芸施設共済については、なお、従前の例による。
5 変更後の第60条の規定は、平成12年4月1日以後に納付され、又は納入される延滞金について適用する。
6 変更後の第169条の規定は、平成12年4月1日から適用し、同日前に申請のあった場合は、なお、従前の例による。
7 変更後の第177条の規定は、改正法附則第3条第4項の認可により、農林漁業信用基金が農業共済基金の権利及び義務を承継した日から適用するものとし、同日前の余裕金の運用及び事務の受託については、なお、従前の例による。

附 則（平成12年5月24日改正）

- 1 この定款の変更は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。
2 変更後の定款の規定は、平成13年産から適用する。

附 則（平成13年5月23日改正）

この定款の変更は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成14年5月22日改正）

この定款の変更は、沖縄県知事の認可のあった日から施行し、平成14年1月9日から適用する。

附 則（平成15年5月22日改正）

第1章 定款（沖縄県農業共済組合定款）

この定款の変更は、沖縄県知事の認可のあった日から適用する。

附 則（平成 16 年 3 月 19 日改正）

この定款の変更は、沖縄県知事の認可のあった日から適用する。

附 則（平成 17 年 5 月 30 日改正）

この定款の変更は、沖縄県知事の認可のあった日から適用する。

附 則（平成 18 年 3 月 23 日改正）

この定款の変更は、沖縄県知事の認可のあった日から適用する。

附 則（平成 19 年 5 月 30 日改正）

この定款の変更は、沖縄県知事の認可のあった日から適用する。

附 則（平成 20 年 3 月 27 日改正）

この定款の変更は、沖縄県知事の認可のあった日から適用する。

附 則（平成 22 年 5 月 21 日改正）

この定款の変更は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。ただし、第 36 条（役員の定数）は現役員の任期満了日まででは理事 14 人、監事 3 人とする。

附 則（平成 24 年 1 月 26 日改正）

この定款の変更は、沖縄県知事の認可のあった日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 18 条（総代の選挙）は合併当初（2ヶ月間）は総代の定数は 263 人とし、第 36 条（役員の定数）においても理事 43 人、監事 11 人とする。又、第 42 条（役員の任期）についても合併当初（2ヶ月間）の役員の任期（1 期目）は平成 24 年 5 月 31 日までとする。連合会と政府の再保険関係については、連合会の権利義務継承が行われるまでの間は、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 5 月 23 日改正）

この定款の変更は、沖縄県知事の認可のあった日から施行し、平成 24 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年 5 月 30 日改正）

（認可：平成 25 年 7 月 19 日 沖縄県指令農第 1030 号）

この定款の変更は、沖縄県知事の認可のあった日から施行し、平成 25 年 6 月 1 日から適用する。（第 19 条 理事の総代会の招集）

附 則（平成 27 年 5 月 29 日改正）

（認可：平成 27 年 7 月 3 日 沖縄県指令農第 817 号）

1 この定款の変更は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。

2 事務所の所在地に係る第 4 条第 1 項の施行日については平成 27 年度理事会において決議された日から施行するものとし、それまでの間については従前の所在地とする。（第 4 条 事務所の所在地）

附 則（平成 28 年 2 月 29 日改正）

（認可：平成 28 年 3 月 4 日 沖縄県指令農第 2045 号）

この定款の変更は、沖縄県知事の認可のあった日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。（第 48 条の 2 参与）

第1章 定款（沖縄県農業共済組合定款）

附録第1（第55条関係）

$$3S(q_1 - P_1)(1 - r)$$

Sは、当該事業年度にその共済責任期間が開始する水稻（以下「対象農作物」という。）

q_1 は、対象農作物に係る農作物通常被害率

P_1 は、対象農作物に係る農作物通常共済掛金標準率

rは、対象農作物に係る農作物通常責任保険割合

附録第2（第55条関係）

$$1/2(L_1 - F_1) + 1/3S_u$$

L_1 は当該事業年度の第1次限度額

F_1 は、当該事業年度末における不足金てん補準備金の金額

S_u は、当該事業年度の農作物剰余金